

EUにおける企業年金の新たな展開

—2003年企業年金「指令」を中心に—

岡 伸一

■ 要約

社会保障制度と民間保険制度の狭間にあって、企業年金は現在いろいろな意味で注目されている。EUでは、企業年金制度をめぐる政策が活動的である。社会保障制度同様に、労働者の自由移動に際して障害とならないよう各國間で「整合化」する必要が以前から主張されてきた。2003年の企業年金「指令」は、長年のこの領域でのEUの活動を総括するものであり、また、今後の域内単一企業年金市場の構築をめざした一步を画するものである。主な論点としては、まず、受給権の保護がある。国内でも企業年金に関しては受給権を侵害される可能性があり、国際化した際にはなおさらである。今回の「指令」でも、責任準備金や投資方法、情報公開等加入者や受給者の権利保護に関する規定が多く盛りこまれた。さらに、国境を越える企業年金の在り方、加盟国相互の連携・協力関係について規定している。企業年金も国際化への対応を余儀なくされている象徴的な動きである。

■ キーワード

EU、企業年金、社会保障

はじめに

等しく「企業年金」と言っても、その基本的な性格や社会的位置付けは国によってかなり異なる。EU加盟国でも、企業年金はその普及度から制度内容にいたるまでかなり異なる。本来、企業年金とは一般に企業の任意な施策であり、国の関与の仕方も一義的ではなかったし、公共政策としての注目度も低かったように思われる。だが、この企業年金がEUに限らず世界的なレベルで今注目を集めている。例えば、OECDも企業年金については早くから強い関心を示しており、近年、指針を示している¹⁾。多様な要因が複雑に絡み合いながら、新しい時代の企業年金の発展が待望されている。本稿では、2003年に出されたEUの企業年金「指令」を中心に紹介することで、欧州における企業年金の新時代を展望してみたい。

1. 社会的背景

定義の問題

初めに取り上げなければならないのは、定義の問題である。国際研究においては、定義の問題は不可欠であり、不必要的誤解の元となっている場合が多い。各国はそれぞれ複雑な公私年金の構造を持っている。日本では「企業年金」と安易に使用するが、欧州ではこの言葉は必ずしも議論に適合しない。欧州では、むしろ「職域年金(occupational pension)」とか「補足年金(supplementary pension)」等の表現が一般的である。アメリカでは、「私的年金(private pension)」や「産業(企業)年金(industrial pension)」が使用されることも多い。名称の違いだけでなく、実際の制度構造も大きく異なる。

労働組合の構造と同様に、欧州では私的年金も職域で産業別や職種別に組織されることが多

い。企業ごとの年金よりも労使協定に基づいて産業別や職業別で私的な年金が組織化されている場合が多い。本稿では一律に「企業年金」とするが、EUの議論を見る限り場合によっては自営業者や個人も含めたより広い概念を想定しているものと思われる²⁾。

社会保障改革と企業年金

社会保障と私的保障との関係については、古くから議論が展開されてきた。一般に、社会保障が充実していれば私的保障の必要性が小さくなり、逆に、社会保障が不備であれば私的保障の市場が拡大するといったトレード・オフの関係にあると理解してきた。1970年代以降の経済不況において、社会保障の民営化が進展してきた。福祉国家の信奉者は、この社会保障の民営化を福祉国家の解体としてかたくなに批判してきた。

ところが、今の段階の民営化は既に一つの壁を乗り越えた感がある。つまり、民営化の是非にかかわらず社会保障は後退を続け、現実問題として民営化が進行し、避けられない状況にある。社会保障が一方的に改悪を続け、それを放置し、事後策が何も講じられないのであれば、それは市民に対して政府の無責任と言わざるを得ない。社会保障の後退部分を補う事後策の一つが企業年金の発展ということになる。私的保障が発展したから社会保障が後退したのではない。私的保障如何に係わらず社会保障が後退しているのである。そして、社会保障の後退が私的保障のニーズを拡大させ、さらに、新たな役割を求めているのである。

公的年金の改革

日本も含め先進諸国は現在、程度の差こそあれ、等しく公的年金改革の大きな潮流の中にある。欧洲でも、激動の年金改革が進められている。各国で戦後最大級のストライキが年金改革反対闘争として行われたり、議論が沸騰している。経済不況

や少子高齢化の進行をはじめ多くの要因によって、公的年金は財政難に陥っており、給付抑制や負担増が余儀なくされている³⁾。

年金による所得代替率は低下しつつあり、公的年金による老後の保障機能は低下し続けている。これと並行して進行しつつあるのが、企業年金改革である。こちらも国によってかなり温度差があるが、企業年金の発展の趨勢は共通と思われる。ただし、社会保障との関係を議論するとき、企業年金に関しても新たな時代的な要請が強まると考えられる。公的年金と企業年金とでは、制度の目的、手法等多くが異なる。だが、公的年金の補完としての役割を求められる場合、自ずと企業年金の性格を修正せざるを得ない。

企業年金に関するEC「指令」においても、その「制定の理由」の第5として以下のように記されている。「社会保障制度への圧力が増大しているため、将来、補完的な収入源としての企業年金に対する依存度は高まるであろう。したがって、企業年金の発展を図るべきである。ただし、社会保障制度の年金が、高齢者の一般的な生活水準を保証し、欧洲社会モデル強化目標の中心に位置付けられるべく、安全で、永続的で、かつ、効果的な社会保護の一環として存在することに、疑問を招くような理解があつてはならない」

企業年金の国際化

企業年金を取り巻くもう一つの大きな要因は、国際化である。とりわけ社会保障は属地主義が強く国際化への対応が鈍いと言われてきたが、企業年金はそれ以上に国際化対応が不十分と言われてきた。数年間のみ雇用関係にあった外国人に企業年金がどのような措置をとっているか、多国籍企業の労働者の企業年金は国ごとにばらばらのようであるが、統一的な年金はできないのか、多様な問題が提起されている。

欧洲においても、企業年金の運用方法は国に

よってかなり異なる。適用に際しても、加入が強制の国、任意の国、強制加入と任意加入が混合する国がある。年金基金が全国レベルの国、産業レベルの国、企業別の国、個人を対象とする国がある。税制も拠出時、運用時、受給時の免税や減税のルールも国ごとに違う。基金の運営者が基金自体であったり、保険会社であったり、銀行であったりする。監督方法も政府の関与も多様である。

社会保障の年金においては、EUは既に域内の「整合化」規則によって、域内を自由に移動する労働者の年金の調整を行っている⁴⁾。しかし、企業年金については、これまでにほとんど効果的な対策が講じられてこなかった。「企業年金」といっても、加盟国によってはフランスの補足年金のように非常に公的な性格が強く、老後の保障として重要な年金制度もある。やはり、国際化への対応が求められてきた。

金融市场の統合

今回の企業年金「指令」の特徴の一つは、社会保障部局と金融部局の共同作業であったことにある。周知のとおり、欧州共通通貨ユーロの展開は目覚しいものがあり、欧州レベルでの金融市场の統合が進んでいる。一般に賦課方式である公的年金と違い、積立方式を主にする企業年金の進展は金融市场の活性化を誘導することに相違ない。

今回の「指令」に盛り込まれた内容を見ても、国境を超えて各国の企業年金基金が自由に移動することを奨励するものである。これにより企業年金のさらなる発展と金融市场の活性化が期待されるところである。つまり、高齢者の所得保障としての要請のみならず金融業界からの強い要請を受けていたのである。

後述の2003年企業年金「指令」においても、法律の前提条件として域内金融市场統合の意義について論じられている。つまり、金融サービスの消費者に対する高度な保護を保証するための行動計

画が1999年に策定されており、この流れに沿って2003年の「指令」も位置付けられる。

2. 企業年金「指令」成立の経緯

企業年金制度は、企業独自の制度であり、その実際の運用も多様であり、ECにとって当初政策ターゲットとしての関心は小さかったと思われる。唯一、企業年金が注目されたと思われる原因是、男女平等待遇に関する判例であった。ローマ条約119条が規定している男女間での「平等な支払い」が、社会保障給付には該当しないという司法判断が下され、同時に職域年金は「平等な支払い」に含まれ、119条に基づく「調和化」規定の適用を受けるという内容であった⁵⁾。これによって、職域年金の年金支給開始年齢が男女で平等化されることになった。

企業年金に関するECの行動はかなり以前からあった。特に、1991年のマーストレヒト条約が準備されていた段階で、しばしば議題には登場していた。共同体レベルでの統一された年金基金が構想されていた。しかし、当時はまだ具体化されてこなかった。1997年のアムステルダム条約の準備段階で、企業年金が再度議題に登場してきた。ユーロ導入をはじめ欧州金融市场の活性化もこの動きに大きく影響した。

1997年6月10日に欧州委員会が「単一市場における補足年金」と題するグリーンペーパーを発表した。このペーパーは、労働者の自由移動と単一市場の視点から企業年金を発展させることを目的としていた。これを受けて翌年、「共同体域内を移動する従業員や自営業者の補足年金の受給権保護に関する1998年6月29日の欧州理事会指令98/49/EC」が採択された⁶⁾。

タイトルのとおり、この「指令」は社会保障制度における「整合化」規則を企業年金においても適用させようとするものであった。つまり、労働者や自営業者が域内の他の加盟国に移動しても、企業年

金もこれに対応して本人に不利益をもたらさないように権利保護しようとするものである。

他方、補足年金の欧州単一市場の構築を目指した動きも活発となり、欧州委員会は1999年5月11日に補足年金の単一市場に向けて「通知(コミュニケーション)」を発し、そこで年金関係の委員会の結成に言及した。そして、欧州委員会は2000年6月28日の社会政策議題の一つに年金問題を検討するための特別委員会の設立を提案した。

欧州委員会は、補足年金領域における委員会の設置に関する2001年7月9日の「決定」を下した⁷⁾。この新しい委員会は、通称「年金フォーラム」と呼ばれた。以後、45人の政府代表、労使代表、年金基金代表、その他関係機関の代表、専門家による年金フォーラムの場で、補足年金に関する政策が検討された。

長い議論を経て、2003年にここで紹介する「職域退職年金機関の活動と監督に関する2003年6月3日の欧州議会および欧州理事会指令2003/41/EC」が制定された⁸⁾。通称「年金基金指令」と呼ばれるように、この「指令」は企業年金の組織に係わる規制となり、雇用社会問題局と金融関係部局の共同作業の成果ともなった。

以上の企業年金に関するEUの政策経緯のうち、最も重要な1998年「指令」と2003年「指令」について、以下でより具体的に紹介していく。

3. 1998年の企業年金「指令」

この「指令」の目的は、従業員や自営業者とその家族が国境を越えて自由に移動する場合に、補足年金の受給権が保護されて、彼等の移動を阻害しないようにすることにある(1条)。つまり、社会保障制度における「整合化」に関する「規則(Regulation)」を補足年金においても施行することを意味している。企業年金をはじめとする私的な年金は、社会保障とは異なり、加盟国間の調整が

何も行われてこなかった領域であった。

したがって、この1998年企業年金「指令」の適用対象は、社会保障の「整合化」を規定するEEC「規則」1408/71号が適用対象とする年金制度には適用が除外される。加盟国内の補足年金の加入者、そして、受給権を持つ人にこの「指令」が適用される。

この「指令」の3条では、用語の定義を行っている。「補足年金制度」とは、「国内法に従って成立する制度であって、団体保険契約、もしくは、一つか複数の産業や業界全体で合意された付加給付制度、あるいは、従業員や自営業者のために提供されるブックリザーブ制度やその他類似の合意に基づく給付を実践する制度を意味する」としている。

さて、この「指令」の最も重要な目的である受給権の保護に関して、本「指令」では以下の4つの点が明記されている。

① 年金権の保持に関する平等待遇

補足年金加入者が他の加盟国に移住するためにもはや当該国の補足年金に拠出できなくなった場合、補足年金の受給権を保持するために必要な措置を加盟国がとる。また、移住しなくて当該国にとどまる場合でも、何らかの理由で拠出ができない従業員に対しても、同様に受給権の保持を保障する。

② 国家間精算

補足年金加入者が他の加盟国に居住する場合、当該加盟国政府は補足年金制度が他の加盟国内においても適用可能な給付を支給することを保証する。もちろん、税金や手数料等は国内法の規定に従う(6条)。

③ 加入者本人あるいはその代理による拠出

当該加盟国で加入していた補足年金に対して、他の加盟国に滞在していた期間も引き続き拠出を継続できるような措置を加盟国政府が採用すること。さらに、この場合、当該国的企业は当該従業員が他の加盟国で加入している補足年金制度には

拠出を強制されないこととする(6条)。

④ 加入者への情報提供

補足年金加入者が他の加盟国に滞在する場合、当該者の年金受給権や選択肢に関して加入者に適切な情報を提供することを企業に保障させる手段を講じる。拠出を終了して当該国に滞在する者にも同様の情報を提供すべき。

この「指令」は官報(Official Journal)の発刊とともに施行に入る(11条)。加盟国はこの「指令」施行後36カ月以内に「指令」に照らして必要な法的措置を講じるものとした(10条1項)。また、加盟国は2002年1月25日までに「指令」が適用される領域で採択された国内法の規定について欧州委員会に通知することとした(10条2項)。

4. 2003年の企業年金「指令」⁹⁾

正式には「職域退職規定に関する機関の活動及び監督に関する2003年6月3日の欧州議会及び欧洲理事会の指令2003/41/EC」と題し、直後のEU官報の発行と同時に施行に入るとされている(23条)。この「指令」は、重要な論点をたくさん盛り込んでいるが、ここでは主要なもの概略を紹介したい。

「指令」の理由

この「指令」では、本文に入る前に、この「指令」を採択する理由に関して、延々と41項目に敷衍している。最初に言及しているのは、「金融サービスの真の域内市場の形成は、共同体における経済成長および雇用創出にとって決定的に重要である」という点である。「金融サービスの消費者に対する保護」、あるいは「金融市場の統合、効率、流動性の確保」について言及され、その脈絡の中から企業年金の監督が主張されている。こうして、最初に掲げられた「指令」作成の4つの理由は、すべて金融市場の統合の側面に関するものであった。

社会保障に関して触れられているのは5番目以

降の理由のいくつかであった。5番目には前掲のように「社会保障制度への圧力が増大しているため、将来、補完的収入源として企業年金への依存度が高まるであろう」と言及している。ここでは、遺族保障や貧困対策との関連から企業年金の社会的な役割についても言及している。

適用対象

この企業年金「指令」の適用対象に関しては、次のような詳細な適用除外が定められている(2条)。まず、社会保障の一環としての年金は既にEC「規則」によって「整合化」が規定されているため¹⁰⁾、この「指令」の適用対象外となる。ただし、社会保障の年金を運営すると同時に別途、任意加入の年金基金も運用する場合には、当該部分のみがこの「指令」の適用対象となる(3条)。この場合、当然ながら、強制適用の公的年金部分と任意加入の私的な企業年金の財政は明確に区分されなければならず、負債や資産の使用目的は限定される。

また、管理・運営方法に関して、以下のような適用除外規定が盛り込まれた。民間保険、投資信託、証券等に関する年金商品は、別に各金融商品ごとの「指令」が制定されており¹¹⁾、やはり今回の企業年金「指令」の適用対象外となる。企業年金であっても、賦課方式で運用されている企業年金も対象外とされている。出資企業の従業員が受給権を持たない年金基金、あるいは、企業が積立資産を常時自由に処分でき支給義務を負わないような年金基金等も対象外となる。ブックリザーブ制度を退職給付として活用する場合も適用除外とされる。

さらに、加入者が100人に満たないような小規模の年金基金に関しても、この「指令」条文の一部もしくは全部の適用除外が認められる(5条)。対象となる年金基金はこの「指令」を適用される権利が認められる。

企業年金の定義

ここでも改めて「企業年金」の定義に関して明確にしている。「企業年金提供機関(企業年金基金)または基金とは、法的形態にかかわらず積立方式で財政運営され、出資する企業や業界とは別個に設立される組織であり、使用者と従業員もしくは従業員の代表との間で個別あるいは集団で締結される合意もしくは契約(あるいは、現在の管轄とする加盟国および出資企業の属する加盟国の法律に従って自営業者と締結される合意もしくは契約)に基づいて職業活動に応じた退職給付の提供を目的とし、その合意または契約から生じる活動を行う組織を意味する(6条(a))」¹²⁾。

さらに、ここで「退職給付」とは、老齢給付のみならず、死亡、障害や雇用の中止、さらに、疾病や貧困の際の給付も含まれている。「これらの給付は一般に終身給付となるが、一時的な期間の支給の形態をとることもある(同条(d))」としている。

受給権の保護

「指令」全体を通して、受給権の保護を徹底させるための規定が随所に見られる。まず、出資企業と企業年金基金とを法的に分離することが、企業が支払い不能になったときの受給権者の保護の観点から必要であることが明記されている(8条)。この点は老後の所得保障としての役割を想定すると非常に重要な点であり、以前から、企業年金の課題の一つとされてきたところである。

また、最近、公的年金でも強調されているような情報公開について企業年金に関しても規制が盛り込まれている。加入者および受給者は基金の年度決算および年次報告の提供を受けるべきであり、さらに、請求があった場合には、退職給付の目標水準、雇用中断の場合の給付水準、投資オプションの範囲や投資ポートフォリオとリスク、コストに関する情報、雇用契約終了時の年金権の移転に関する規定も提供されるものとする(11条)。

運営条件

企業年金基金に対して、加盟国政府は以下のようないくつかの運営上の条件を課すことが規定されている。① 加盟国内の管轄する関係当局へ基金が登録し、認可を受けること、② 基金が適切な専門能力を持ち評価の高い人材によって管理されているか、あるいは経験と専門知識を持つ専門スタッフを雇用することで効率的に運営していること、③ 基金によって運営される年金制度が適切に定められた規則に従って運営され、加入者へもその規則について情報開示されていること、④ 責任準備金が設定され、保険数理人によって国内法を遵守して運用され、監督官庁にも承認されていること、⑤ 出資企業が資金提供を保証していること、⑥ 年金加入者の権利と義務、財政的リスクや運用リスク、その他のリスク、およびそれらのリスクの性質と分布について、加入者本人に周知されていること、となっている(9条)。

情報公開

前述した加入者への周知や行政官庁への登録だけでなく、今回の「指令」は企業年金基金に対してさまざまな情報公開を義務付けている。まず、加盟国政府は国内の企業年金基金に対して年度決算および年次報告の作成を求め、正式に承認しなければならないとした(10条)。

年度決算と年次報告では、基金の資産、負債と財政状況に関する公正な内容を提示しなくてはならないし、また、公式に承認されなければならない。

次に、加入者や受給者に対する情報提供として別途定めている(11条)。まず、10条で定めた年度決算や年次報告書は、加入者や受給者の請求があった場合に提供されなければならない。また、年金制度に関する諸規則の変更については、定められた期限内に情報が加入者や受給者に提供されなければならないとした。後述の投資政策原則に関する報告書についても、加入者や受給者の請

求に応じて提供されるものとした。さらに、加入者は退職給付の目標支給水準、雇用中断時の支給水準、そして、加入者が投資リスクを負う場合には投資オプションの範囲、投資ポートフォリオ、リスク開示とコストに関する情報、そして、雇用終了時の他の企業年金基金への年金権の移転に関する規則、の各点について情報提供されるものとした。

さらに、加盟国政府は基金に対して投資政策原則の報告書を作成させ、少なくとも3年に一度の提出を求めることができるとした。その時々の投資政策の変更を遅滞なく報告するよう行政当局が管理するとしている(12条)。

最後に、行政当局への情報提供として、基金を対象として非常に大きな権限を行政当局に与えている(13条)。基金の取締役会の構成員や経営者、専門管理者等に対してすべての事業に関する情報書類を提出させる権限を行政に付託している。具体的には、内部の中間報告書、保険数理評価と計算の基礎資料、資産－負債調査、投資政策原則とその施行状況報告、拠出金の徴収実績、監査報告等である。

行政上の権限

上記の情報提供の権限のほかにも、今回の「指令」においては、行政権限の強化について広く言及されている。各国の関係官庁は、国内の年金基金が加入者および受益者の利益を損なう不正行為がある場合には、適切な措置を講じる権限を有する。特に、基金が十分な責任準備金を設けていなかったり、自己資金を十分保有していなかった場合には、資産の自由な処分を制限または禁止することができるとしている(14条2)。

また、基金が加入者や受給者の利益を十分保護していないとみなされる場合、基金が運営条件を満たさなくなった場合、基金が国内法に基づく法規に違反する場合、国境を超える活動において当該加盟国の社会法・労働法に従わない場合、行

政当局は領土内の基金の活動を禁止または制限することができるとした(14条4)。ただし、このような措置がとられる際、裁判所に提訴する権利も認められる(14条5)。

責任準備金

責任準備金については、この「指令」が最も詳細に規定した部分である。加盟国政府は、常に年金制度全般に関して、財政上の債務に対応するのに十分な水準の責任準備金を設けるよう働きかけるものとする。特に、高齢化対応や投資リスクへの対応に必要な企業年金制度の財政リスクを補填するのに十分な財政的な保証を裏付ける責任準備金について管理する旨規定されている(15条)。

責任準備金の計算は毎年行うことを原則とする。その際の報告書は責任準備金の調達状況、リスクの変動を盛り込むことを明記している。責任準備金の計算は、国内法に従って、保険数理人あるいは監査人を含む分野ごとの専門家によって行われるものとし、その際の算出の原則が以下の通り明示された。

- ① 責任準備金の最低額は、慎重な保険数理評価により、給付および拠出に関するすべての債務を考慮し、基金の年金契約に従って計算する。
- ② 最高利率は登録国の国内法に従って、資産の利回り、将来の投資利益、高品質の社債、政府債の市場利回りを考慮しつつ、慎重に選択し決定する。
- ③ 平均寿命表は、加入者集団と年金制度の特徴や関連するリスク等を考慮して、慎重に設定する。
- ④ 責任準備金の計算方法は会計年度を通じて共通とする。

欧州委員会は、正当な責任準備金の計算規則を「調和化」させるために、2年に一度、または、加盟国の要請に応じて隨時、国境を越える活動の進捗状況に関する報告書を発表することとした。そし

て、「欧州委員会は、異なる利率による歪曲を防ぎ、年金制度の加入者と受給者の利益を保護するために必要な措置を提案する」としている。

さらに、責任準備金の積立に関して、加盟国政府は当該基金に対して、責任準備金を賄うために十分な資産の保有を求めるものとし、適切な資産に至っていない場合には、実現可能な積立計画を基金に求めることとしている。この計画は一定期間内に責任準備金を全額確保するために必要な資産を形成するために、具体的で実現可能な計画でなければならないとした。

また、国境を越える事業の場合には、すべての事業活動範囲に関して責任準備金の常時全額積立を求める。そのための条件が満たされていない場合には、資産および負債の使用目的の限定を求めることができるとしている(16条)。

自己資金

加盟国政府は、年金基金に関して責任準備金を上回る恒久的な追加資産を保有するように指導する。追加資産の額は、年金制度全般に関して危険の種類や資産の基本的性格に応じて評価される。この追加資産は予見しうる債務がないことを前提に、予想される費用・収益と実績との乖離を吸収するのに十分な安全資本の役割を果たす(17条)。なお、追加資産の最低額については、既に別の「指令」2002/83/ECの27条、28条に定められた規定に従う。

投資規則

投資規則については、本「指令」では詳細に扱われているところである。まず、受託者責任に関して次の6つの原則を掲げている(18条)。

- ① 資産は加入者および受給者の最大利益を考慮して投資される。
- ② 資産はポートフォリオ全体の安全、質、流動性および収益性を確保する方法で投資される。

- ③ 資産は主として公開市場に投資される。
- ④ 他の多様な金融商品への投資は、商品が投資リスクの軽減または効率的なポートフォリオ管理に寄与する限りにおいて可能とされる。
- ⑤ 資産は特定の資産、発行人、企業グループへの過剰な依存、そして、ポートフォリオ全体の危険の累積を避ける方法で適切に多様化される。
- ⑥ 出資企業への投資は、ポートフォリオ全体の5%を超えない。出資グループ企業の場合も10%を超えない。

ここで、加盟国政府は⑤⑥の要件を政府債投資には適用しないことを決定することができるとしている。このほかにも、基金の投資行動に関しては詳細な規則が設けられている。まず、基金は借り入れをすることが禁止されている。また、基金は第三者に代わって保証人となることも禁止されている。ただし、流動性確保のため、あるいは、一時的な場合に限って一部で例外も認められる。

他方、加盟国政府に対しては、領土内の年金基金に対して特定種類の資産への投資を求めてはならないとした(18条3)。また、加盟国は領土内の年金基金の投資決定について事前許可や通知要求を前提としてはならないとした(18条4)。さらに、加盟国は基金に対して安全性を考慮して正当と思われるときには詳細な規則を定めることができるとしたものの、基金の次の3つの行動を妨げてはならないとした。第一は責任準備金をまかぬ資産の70%までの投資、そして、投資ポートフォリオにおける証券の比率に関する決定、第2に責任準備金を賄う資産の30%までの責任準備金が表示される通貨以外の外貨建ての投資、第3はベンチャー資本市場への投資である。

投資管理・運営

投資管理については、既に金融政策の一環として「指令」がいくつか出されており、今回の「指令」も基本的にはこれに従っている。まず、他の加盟

国で任命された投資マネージャーを当該国で使命することを当該加盟国政府が制限してはならないとしている(19条1)。また、他の加盟国で任命された資産の管理人の指名も制限してはならないとされた(19条2)。各加盟国は基金の登録加盟国の請求に基づいて、国内法に準じて領土内の指名された資産管理人の自由な資産の処分を禁じるための法的措置をとることができるとした(19条3)。

国際化対応

EUの使命からして最も重要な政策目標の一つが、この国際化対応である。ただし、ここで言うところの「国境を越える活動」とは、あくまで加盟国域内という制限つきである。つまり、加盟国間での企業年金の活動しか対象としていない。逆に、加盟国と域外の国々との間の活動事例は想定しておらず、基本的には各国の自治に委ねられることになる。

まず、加盟国は国内法に抵触したり、特別の理由がない限り、国内所在の企業が他の加盟国で認可された企業年金基金に出資することを認め、また、国内で認可された企業年金に対して国外の加盟国に所在する企業からの出資を受け入れることを認めることが明記された(20条1)。他の加盟国に所在する企業から出資を受けて当該国内で年金基金を設ける場合には、当該国政府関係当局に事前認可を受けるものとし、企業は登録する加盟国政府に通知する(20条2)。その際、加盟国政府は企業に対して、ホスト加盟国、出資企業の名称、企業年金の主な特徴について、情報提供を求めることができる(20条3)。企業からの通知を受けた加盟国政府は、特別な理由のない限り3カ月以内にホスト加盟国関係当局にその旨伝達し、基金にも通知する。ホスト加盟国政府は、この伝達を受けて2カ月以内に、必要に応じて登録国関係当局に、ホスト加盟国企業年金分野の関係法規について通知する。

前述の投資規則に関して、国境を越える事業活動を開展する企業年金の場合、ホスト加盟国関係当局は18条5に示された規則を登録加盟国の年金基金にもホスト加盟国で行われる活動に対応する資産に関して適用するよう求めることができる。また、ホスト国により厳格な規則がある場合にも、ホスト国の年金資産相当分に関しては登録国の年金基金にも適用が認められる(18条7)。

年金基金はホスト加盟国社会・労働法の要件および情報提供要件の遵守に関して、ホスト加盟国関係当局の継続的な監督を受ける。監督に際して不正行為が明らかになった場合、登録加盟国関係当局に通知する。登録加盟国当局はホスト加盟国と連携して、基金の違反に対して必要な措置を講じる(20条9)。この措置にもかかわらず違反行為が改善されない場合には、ホスト加盟国関係当局は登録加盟国に通知した後、ホスト国での活動を停止することを含めた厳しい措置を講じることができる(20条10)。

加盟国と欧州委員会の協力

加盟国はこの「指令」に関して最高の実践ができるように緊密に協力し、競争を歪曲させないように定期的に情報交換して、「指令」の統一的な適用を確保していく(21条1)。欧州委員会も企業年金基金の運営の監督を促進するために、加盟国関係当局と緊密に協力していく(21条2)。また、加盟国は、今後、予想される問題を欧州委員会に通知し、欧州委員会と加盟国とで早期の解決のために検討していく(21条3)。本「指令」施行4年後に、欧州委員会は報告書を作成することとした(21条4)。

5. 総括と展望

最初に触れたとおり、今回の「指令」はEUの企業年金関係政策の一つの段階である。今後、EUは企業年金に関して欧州単一モデルの形成と企業

年金市場の統合を目指して活動していくであろう。既に、本「指令」においても、特定の条項はスケジュールを設定され政策目標が明示されている。

ただし、今回の「指令」の内容を見ると、非常に緩やかでオーソドックスなものであり、より具体的で実効力のある法規を望んでいた専門家にとっては不満の残る内容であったようである。だが、企業年金という私的な制度に関して初めて体系的な法律がEUレベルで準備されたというだけでも画期的と評価できよう。これまでの受給権の保護政策と国際化対応と金融市場政策とが合体して、新たな政策領域を切り開いたという意味においては、非常に意味がある。

最後に、この「指令」に関するいくつかの論点を挙げて、論評を加えたい。第1に、受給権保護についてであるが、1997年の「指令」を一層強化したという点でかなりの前進と評価できよう。企業がこれまで当該国で自由な企業行動として展開してきた企業年金に、より国際的な基準に沿った行政の介入が加わることになり、責任ある取り組みが求められることになる。今後、拘束力を伴った具体的な法令が進展していくと、企業行動はさらに規制されることになる。企業年金は企業にとっては従業員のニーズに応えることだけでなく企業にとっての誘引があったであろう。今後は、そうした企業独自の思惑はより制限され、従業員の老後保障の意味づけが強くなっていくであろう。

第2に、国際化対応については、今回の「指令」は法的枠組みの一つを構築した貴重な一步であつたに違いない。だが、まだ、原則的な枠組みに過ぎない。社会保障における「規則」に比べると、まだ、多くの不十分なところが残されている。「指令」の内容が実際に各国で定着するのには時間がかかる。また、各国で特別な問題が生じることも予想できる。その場合には、判例を積み重ねていくしかない。よりダイナミックな国境を超えた平等待遇を実質的に行うためには、もっと本格的な対策

が必要となる。当初から目指されてきた欧洲企業年金市場の統合が完成するためには、まだ、かなりの時間を要するであろう。

第3に、この「指令」では具体的に明示されていないが、これまでの企業年金に新たな期待が込められている。冒頭の理由の部分で、企業年金は一時払いや特定期間の支給が可能であって良いが、「終身年金を提供すべきである」としている。また、遺族給付や障害給付の可能性も検討すべきとしている。受給権保護規定に加えてこれらの文脈は、企業年金をより福祉的な役割を持つ制度に誘導しようとしている政策意図が見受けられる。つまり、社会保障の機能後退を企業年金に部分的に担ってもらいたいと解釈すべきであろう。

第4に、企業年金「指令」は特にこれまで普及が遅れていた国々においては、大きな刺激を与えることになろう。域内のほかの加盟国から企業年金が進出してくるだけでなく、近隣諸国で労働している移民にとって雇用国の企業年金がよりアクセスしやすくなっていくことは間違いない。また、既存の企業年金は、この「指令」が一つの欧洲基準となり、より充実した基金になっていくであろう。今後は、EUがこれまで採用してきた自発的な「整合化」が進展していく、目標とされた企業年金の単一市場の構築へ向けて時間をかけて前進していくであろう。

注

- 1) OECD, "Guidelines for Pension Fund Governance", 2002. みずほ年金研究所訳「年金基金ガバナンスのためのOECD ガイドライン」「みずほ年金レポート』No.59, 2005.
- 2) 2003年の「指令」では“occupational retirement provisions”が使用され、1988年の「指令」では“supplementary pension”が使用されていた。
- 3) 加盟国における年金改革について、EUは次の報告書を作成している。European Commission, “Adequate and Sustainable Pensions”, 2003.
- 4) EUの社会保障政策の概要については、詳しくは次を参照されたい。

岡伸一『欧州統合と社会保障』ミネルヴァ書房, 1999年

- 5) この点に関しては、次を参照されたい。

岡伸一「補足給付制度の発展と社会保障の民営化：EC諸国の事例から」日本保険会『保険学雑誌』第544号, 1994年, 1-18頁

- 6) Official Journal, L 209, 25.07.1998.

- 7) Official Journal, L 196/26, 20.7.2001.

- 8) Official Journal, L 235/10, 23.9.2003.

- 9) 2003年企業年金「指令」の紹介に際しては、年金総合

研究所のEC企業年金「指令」の邦訳を参考にした。

- 10) 「規則」EEC 1408/71, 「規則」EEC 574/72

- 11) 「指令」73/239/EEC, 「指令」85/611/EEC, 「指令」2000/12/EC, 「指令」2002/83/EC

- 12) この「指令」では、「年金基金」とは母体企業と法人格を別にした年金基金のみを対象に限定しておらず、より緩やかな分離管理する場合も含んだ広い概念を前提としている。

(おか・しんいち 明治学院大学教授)